吉野川水系旧吉野川圏域 河川整備計画(変更) (指定区間)

平成 27 年 3 月

徳 島 県

はじめに

平成23年(2011)3月11日に発生した東日本大震災を受けて,内閣府中央防災会議では新たな津波対策の考え方を平成23年9月28日に示している。徳島県では,この考え方に基づき,地震・津波対策の見直しを実施しているところである。

ここに示す,吉野川水系旧吉野川圏域河川整備計画は,平成18年(2006)3月に策定したものを基本とし,上記の考え方の変更を踏まえて,高潮,地震・津波対策を新たに提示するとともに,当初の河川整備計画策定以降に得られた新しい観測値及び知見,さらには社会情勢の変化状況などの情報を加え,変更を行ったものである。

<目 次>

1.		圏域及(び河川の概要	1
2.	;	現状と記	果題	4
	2-	1 治水	に関する現状と課題	4
	:	2-1-1	洪水	4
		2-1-2	内水氾濫	6
	:	2-1-3	高潮,津波	6
	:	2-1-4	河川の維持管理	6
	:	2-1-5	ダムの維持管理	6
	2-:	2 利水	に関する現状と課題	7
	2–3	3 河川	環境に関する現状と課題	8
	:	2-3-1	動植物	8
	:	2-3-2	水質	10
	:	2-3-3	河川空間の利用	11
3.	:	河川の雪	整備の目標に関する事項	12
	3-	1 河川	整備計画の対象区間	12
	3–:	2 河川	整備計画の対象期間	14
	3–:	3 河川	整備計画の見直し	14
	3–4	4 洪水	.,津波,高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	14
	;	3-4-1	洪水による災害の防止又は軽減	14
	;	3-4-2	津波、高潮による災害の防止又は軽減	16
	;	3-4-3	内水による災害の防止又は軽減	17
	;	3-4-4	河川の維持管理	17

	3-4-5	5 ダムの維持管理	17
	3-5 河	川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	17
	3-6 河	川環境の整備と保全に関する目標	17
	3-6-1	動植物	17
	3-6-2	! 水質	17
	3-6-3	3 河川空間の利用	18
4.	河川(の整備の実施に関する事項	19
	4-1 河	川工事の目的,種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置	され
	る河	川管理施設の機能の概要	19
	4-1-1	洪水,津波・高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	19
	4-2 河	川の維持の目的,種類及び施行の場所に関する事項	30
	4-2-1	洪水,津波,高潮等による災害の防止又は軽減に関する事項	30
	4-2-2	! 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	33
	4-2-3	8 河川環境の整備と保全に関する事項	33
5.	連携	- 協働	36
	5-1 地	域住民・関係機関等との連携・協働	36
	5-1-1	地域住民等との連携	36
	5-1-2	2 関係機関との連携	36
	5-1-3	3 河川教育	37
	5-2 危	機管理体制・水防活動	37
	5-2-1	河川情報の高度化・提供	37
	5-2-2	! 防災体制と防災情報の強化	37

1. 圏域及び河川の概要

旧吉野川は板野郡上板町佐藤塚で一級河川吉野川から分かれ,西から東へ流れる。その後,板野郡北島町高房で支川今切川を分け,鳴門市里浦で紀伊水道に注いでいる。

旧吉野川圏域は徳島県の北東部に位置し、徳島市、鳴門市、阿波市と板野郡 5 町の計 8 市町からなる、約 260km²の区域である。この圏域は、吉野川の下流北岸で主として旧吉野川に流れ込む支川の流域であり、圏域内には、50 の徳島県知事管理河川がある。





※撮影方向は図 1-1 に示す

写真 1-1 旧吉野川·今切川航空写真 (平成7年2月撮影)

圏域の地形は、北部は讃岐山脈、南部は徳島平野からなり、旧吉野川に注ぐ多くの支川で扇状地を形成している。圏域の地質は、圏域中央を東西に走る中央構造線を境として、北側は中世代白亜紀に形成された砂岩・泥岩からなる。南側の沖積層では、各河川の上流部ほど礫に富み、下流では次第に砂、シルト、粘土へと移行する。

圏域は、徳島県北東部に位置し、吉野川と讃岐山脈に挟まれ、比較的温暖な瀬戸内式気候に属し、年平均気温は約15℃である。また、年平均降水量は約1,200mmで、徳島県内でも比較的少なく、多雨地域である県南部の雨量に比べると、2分の1から3分の1程度である。

圏域内の人口は平成25年(2013)現在で約22万人(阿波市全人口含む)であり、人口は減少しているものの、世帯数はわずかに増加している。しかし、圏域東部の松茂町、北島町、藍住町は人口が増加している地域であり、人口密度も高く、近年、相次ぐ大型商業施設の進出もあいまって、資産の集積が大きい地域に位置付けられる。

また,圏域北部は山地からなり,良好な自然環境を有している。圏域南部は平地が広がり 主に農耕地として利用されている。

圏域の総生産額を産業構造別でみると,第三次産業が 53%を占め,順に第二次産業 44%,第一次産業 3%である。また,圏域東部の鳴門市,松茂町,北島町,藍住町の総生産額は圏域全体の76%を占める。

圏域東部では古くから製塩業が盛んで、製法が塩田からイオン交換膜法になると化学工業として多くの製塩工場が建設された。それに伴い、製塩時に抽出される"にがり"に含まれる成分を利用した製薬業も大きく発展した。その他にも繊維業、縫製業が発達している。

また農業では、かんしょ、れんこん、だいこん等の栽培が盛んであり、京阪神方面への交通網の整備にも助けられ、高収益型農業として発達している。水産業でも養殖業が発達し、鳴門わかめは特産品である。



写真 1-2 かんしょの植付



写真 1-3 化学工業地帯

圏域は京阪神に近く、平成10年(1998)4月には明石海峡大橋が開通し、陸路で本州と結 ばれ、四国の玄関口として交通の要所となっている。また、圏域の南部を東西方向に走る徳 島自動車道、香川県方面と結ばれた高松自動車道、主要幹線道路の国道11号、徳島阿波 おどり空港などの整備が進み、徳島県内の主要な交通施設が集積している。 圏域では古くから農耕が発達しており、縄文時代の大森貝塚(大麻町姫田)や大谷川流域から出土した水田用木鍬等からもその歴史は古いことがうかがえる。

圏域の中心である鳴門市は、江戸時代には、特産物阿波藍、斎田塩などの積み出し港として活気をみせた。明治時代には、塩の町、足袋の町として繁栄した。

また,明治25年(1892)から昭和10年(1935)まで,鳴門市撫養町の文明橋から,徳島市新町の新町橋の間を巡航船が就航し,便利な交通手段であったとされる。

一方,圏域の文化には県を代表する文化が多く,紀貫之の歌碑やドイツ橋,多くの城跡,寺院,四国霊場の第一番札所から第七番札所が点在している。また,文化財保護法に基づく指定文化財も多数存在し,伝統文化財としては,阿波和三盆糖,大谷焼,人形浄瑠璃,藍染が特に有名である。



写真 1-4 阿波人形浄瑠璃



写真 1-5 ドイツ橋(史跡・県指定)

圏域は景勝地にも恵まれており、鳴門市撫養港周辺が瀬戸内海国立公園の一部に含まれる他、鳴門市大麻町大麻山一帯が大麻山県立自然公園、阿波市の宮川内谷川上流域が 奥宮川内谷県立自然公園に指定されている。

圏域内の植生の特徴として、圏域上流部の山地では、アカマツ群落の占める割合が高い。 また、木津では沼沢植生群落や宮川内のウバメガシ林などの特定植物群落がみられる。

2. 現状と課題

2-1 治水に関する現状と課題

2-1-1 洪水

1市2町にまたがって流れている宮川内谷川は中流が天井川*1になっており、洪水はこれまで幾度となく地域住民を脅かし続けてきた。河川改修は明治10年(1877)頃から始まり、昭和17年(1942)から昭和18年(1943)に第1期改修が行われた。しかし、昭和28年(1953)の台風13号で甚大な被害を受け、昭和30年(1955)に再び河川改修に着工した。昭和39年(1964)5月には宮川内ダムを完成させ、治水効果が格段に期待できるようになり、昭和53年(1978)に河川改修は完成したが、昭和54年(1979)の台風16号、昭和62年(1987)の台風19号で大きな被害が発生している。

黒谷川は、山麓から平地にかけて天井川を形成し、急流であるため幾度となく洪水被害が発生しており、昭和53年(1978)から河川改修が行われてきたが、いまだ治水安全度は低い状況である。

前川は、平地河川で河道狭小のため、浸水被害が生じており、昭和 52 年度から河川改修が行われ、吉野川合流部から約 1.1km までの区間において改修が完了しているが、これより上流区間が未改修である。

平地を流れる正法寺川は、河道に狭小な部分がみられ、古くから浸水被害を受けてきた。 そこで、昭和 43 年度から河川改修が行われ、吉野川合流部から約 3km(原橋地点)まで の区間において改修が完了している。

第二大谷川は、旧吉野川に流入する支川で、鳴門市大津町における農作物等の浸水被害に対して、昭和27年(1952)に大谷川の放水路として開削された河川である。しかし、当初は流下能力が小さく、洪水のたびに氾濫を繰り返してきた。このため、昭和55年度から河道拡幅などの河川改修に着手し完了している。





写真 2-1 黒谷川(平常時) 写真 2-2 平成 16 年 10 月 20 日洪水(台風 23 号) (旧吉野川合流点より 3.2km付近)

^{※1:}河床に土砂が徐々に堆積し、人工的に堤防を高めることとの競合によって、河床高が堤内地地盤高よりも高くなった川

撫養川と新池川は、昭和 63 年 (1988) に河川の持つ特性を有効に利用した河川環境の整備として「ふるさとの川モデル河川」に位置付けられ、撫養川の未改修区間、新池川の狭窄部や流下能力不足が懸念される区間では、治水安全度の向上を図るとともに、河川環境を整備することにより、鳴門市、その他周辺地域の活性化につながる広域的な見地に立った河川改修が進められている。

表 2-1 既往出水の被害状況

		12 2 1	-70 .— .	ш // о/					
		水害区域		皮災家)	一般資產	全等被害
年	気 象 名	か音区域 面積 (ha)	床下浸水	床上浸水	半壊	全壊流出	計	(百万円)	H25物価 (百万円)
S.36	梅雨前線豪雨	1,730	22	0	0	0	22	52	175
S.36	第二室戸台風	642	1,163	2,056	23	22	3,264	402	1,364
S.40	台風第23、24号	1,662	4,297	195	32	28	4,552	169	486
S.41	台風第19号	90	3	_	_	_	3	3	8
S.43	台風第4号	612	141	0	0	0	141	27	66
S.43	台風第16号	26	30	_	_	_	30	8	19
S.44	梅雨前線豪雨	4	35	_	_	_	35	2	4
S.45	梅雨前線豪雨 及び台風第2号	886	48	_	_	_	48	37	82
S.45	台風第9号、10号 及び集中豪雨	1,641	535	63	0	10	608	138	309
S.46	台風第23、25、26号 及び秋雨前線豪雨	205	422	74	0	0	496	152	321
S.47	継続した豪雨並びに 台風6、7号及び台風9号	2	_	3	_		3	1	2
S.47	豪雨及び台風第20号	990	2,065	592	0	0	2,657	578	1,159
S.49	台風第8号及び豪雨	378	719	180	0	0	899	340	502
S.49	台風第14、16、18号等	362	343	13	0	0	356	124	183
S.50	豪雨及び暴風雨	835	710	27	0	0	737	392	538
S.51	台風第17号と豪雨	2,577	3,480	620	6	6	4,112	2,698	3,440
S.51	台風第9号	98	539	16	0	0	555	315	401
S.54	台風第16号と豪雨	1,744	1,257	54	0	0	1,311	1,935	2,150
S.54	台風第20号	372	91	0	0	0	91	285	317
S.55	台風第13号	156	8	0	0	0	8	38	41
S.57	台風第19号	5	10	0	0	0	10	9	9
S.58	台風第10号	0	1	0	0	0	1	0	0
S.60	台風第8、9号	3	5	0	0	0	5	2	2
S.62	台風第19号	8,751	6	0	0	0	6	44	41
S.63	豪雨(梅雨)	10,000	0	0	0	0	0	40	37
S.63	豪雨	150	0	0	0	0	0	60	55
H.1	台風第17号	3,028	65	0	0	0	65	46	41
H.2	台風第19号	1,369	83	29	0	0	112	115	101
H.2	台風第21号	0	3	0	0	0	3	5	4
H.5	梅雨・台風4、5、6、7号	1	140	0	0	0	140	51	42
H.5	台風第13号	0	1	0	0	0	1	0	0
H.13	豪雨	0	3	0	0	0	3	3	3
H.14	梅雨前線豪雨及び台風6号	18	39	2	0	0	41	42	37
H.16	台風第16号	0	1	0	0	0	1	1	1
H.16	台風23号	488	330	5	1	0	336	494	447
H.23	台風6号	1	0	0	0	0	0	8	7
H.23	台風15号	8	79	50	0	0	129	358	355
	計	38,833	16,674	3,979	62	66	20,781	8,974	12,749

出典:国交省,水害統計調査

圏域内の河川は市街化が進み,人口,資産の集積が大きく,洪水が発生すると大きな被害がでる可能性が高いことから,今後も河川改修などの洪水対策が必要である。

2-1-2 内水氾濫

圏域の低平地を流れる河川は、合流する下流河川の水位が高くなると排水が困難になるため、古くから内水による甚大な浸水被害を被ってきた。平成 16 年(2004)台風 23 号では、榎瀬江湖川で56棟、新池川で221棟の浸水被害が、また、平成23年(2011)台風15号においても、撫養川、新池川、大谷川等で多くの床上浸水被害が発生している。

これまで、排水路、排水機場、樋門等が整備されてきたが、近年の洪水においても大きな被害が発生している。このため、対策が必要な箇所については、関係機関と連携して内水対策を行う必要がある。

2-1-3 津波, 高潮

撫養川は,鳴門市街地を流れ,潮汐の影響を受ける感潮河川であるため,古くは昭和36年(1961)の第二室戸台風,昭和40年(1965)の台風23・24号に伴う高潮により被害を受け,特に塩田では甚大な損害を被った。このことから,第二室戸台風と同規模の高潮を想定した高潮対策を中心に河川改修が行われている。また,昭和58年(1983)には撫養川の支川新池川の下流部に高潮対策としての水門が設置されている。

大谷川は、昭和57年度に高潮対策として、旧吉野川との合流部に水門工事が着工され、 平成8年度に完成している。

今後は、これらの機能が最大限に発揮できるように、効率的・効果的に管理していく必要がある。

また,近い将来に発生が予想される南海トラフを震源とした地震では,津波による浸水被害のほか,堤防沈下や河川管理施設の損傷等が懸念される。このため,堤防や河川管理施設等の地震・津波対策を行う必要がある。

2-1-4 河川の維持管理

圏域の各河川は,河川改修に着手して約60年が経過し,堤防や護岸,樋門,排水機場等の河川管理施設の経年的な劣化,老朽化,洪水等による損傷による機能低下が懸念される。

また,河道内には無秩序に係留している船舶や沈船があり,日常の景観阻害のほか,洪水時や津波来襲時における流水阻害,橋梁や護岸等への衝突による施設損傷が懸念される。

このため,河川の維持管理に関しては,河川巡視・点検等により,河道の状態,堤防・護岸,樋門,排水機場等の河川管理施設の状態,流水の状態,船舶の不法係留等を確認し,常に河川及び河川管理施設等の機能を最大限に発揮できるように維持管理していく必要がある。

2-1-5 ダムの維持管理

昭和39年(1964)に完成した宮川内ダムは、洪水調節及び不特定用水の補給など、この

地域の治水・利水・環境面で重要な役割を担っている。完成後のダムでは、定められた操作規則及び操作細則に則って、関連する施設の操作及び点検、整備、計測及び観測等を実施し、適切な管理を行っている。また、堆砂状況は、定期的な測量の実施により、計画堆砂量を上回っていないことを把握している。

今後も、宮川内ダムが担う機能が十分発揮できるよう適切な維持管理に努める必要がある。

2-2 利水に関する現状と課題

圏域での水利用としてはかんがい用水が主体であり、許可水利権と慣行水利権が設定されている。その内訳は、許可水利権が3件(かんがい面積約150ha)、慣行水利権が144件(かんがい面積約990ha)となっており、宮川内谷川での利用が多くなっている。また、現在、水質改善を目的として農業用取水口を吉野川の柿原取水口、第十取水口及び旧吉野川揚水機場へ統合し、幹線水路等の整備を行う国営総合農地防災事業「吉野川下流域地区」が進められている。

宮川内谷川は,過去において,下流域でしばしばかんばつに見まわれ,この悩みを解決する施策として洪水調節,流水の正常な機能の維持,特定かんがい用水の供給を目的とした宮川内ダムが昭和39年(1964)に建設された。

また,圏域には内水面共同漁業権が設定され,撫養川などで,おごのり,あおのり,しじ み漁業が行われている。

河川水は利水の他,動植物の生息・生育・繁殖環境,景観,水質保全等多様な水環境 の維持に重要な役割を担っている。今後は,良好な水環境を維持するため,河川流量や 取水量の把握に努める必要がある。

表 2-2 水利権一覧

		水 和	制 権	
河川名	許可	慣行	区分	かんがい 面積 (ha)
正法寺川		12	かんがい	236
前 川		1	かんがい	11
宮川内谷川	1		かんがい	20
宮川内谷川		111	かんがい	454
黒 谷 川		4	かんがい	164
大坂谷川		1	かんがい	21
板東谷川		4	かんがい	28
樋 殿 谷 川		5	かんがい	17
大 谷 川	2		かんがい	130
大 谷 川		5	かんがい	62
撫養川		1	かんがい	0.2
合計	3	144	-	1, 144

2-3 河川環境に関する現状と課題

2-3-1 動植物

圏域では、山地を中心に豊かな自然環境が広がり、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境が形成されている。そのうち河川に関わりの深いものとして、魚類は、大坂谷川、黒谷川の上流部等でナガレホトケドジョウ(徳島県 RL:絶滅危惧 I B 類、環境省 RL*3:絶滅危惧 I B 類)、上・中流部でオイカワ、ヌマムツ(徳島県 RL*2:準絶滅危惧),黒谷川の下流部等でボラ、ミナミメダカ(メダカ南日本集団)(徳島県 RL:絶滅危惧 II 類、環境省 RL:絶滅危惧 II 類、大大坂谷川、長瀬江湖川等でマハゼが確認されている。

また, 平成 16 年(2004)9 月には, 徳島県内では絶滅したとされていたコイ科のカワバタモロコ(徳島県 RL:絶滅危惧 I A 類, 環境省 RL:絶滅危惧 I B 類)が 58 年ぶりに大谷川付近で確認されている。

鳥類は、圏域全般の各河川でカイツブリ、カワセミ、ミサゴ(徳島県 RL:準絶滅危惧、環境省 RL:準絶滅危惧)、板野町等の各河川でコアジサシ(徳島県 RL:絶滅危惧 I B 類、環境省 RL:絶滅危惧 I 類)が確認されている。

このほかにも、撫養川等では底生動物のケフサイソガニ、鳴門市等の平野部では両生類のカスミサンショウウオ (徳島県 RL:絶滅危惧 II 類、環境省 RL:絶滅危惧 II 類),大坂谷川では止水・湛水環境を好む昆虫類のキイロサナエ (徳島県 RL:絶滅危惧 II 類,環境省 RL:絶滅危惧 II 類,環境省 RL:準絶滅危惧),正法寺川付近等で昆虫類のアキアカネ (徳島県 RL:絶滅危惧 II 類)の生息も確認されている。

また,植物は,各河川の上流部に自然度の高いツルヨシ群落が成立する一方で,中・下流部では,繁殖力の強い外来種であるセイタカアワダチソウ群落が成立している。また,撫養川の支川,新池川に「木津の沼沢植物群落」(浮葉・沈水植物群落)が存在し,大坂谷川中流部や平野部の蓮田でミズアオイ(徳島県 RL:絶滅危惧 I B 類,環境省 RL:準絶滅危惧),新池川付近でハマボウ(徳島県 RL:準絶滅危惧)が確認されている。

旧吉野川・今切川においては,近年,水草である特定外来生物のボタンウキクサや要注意外来生物のホテイアオイが増殖しており,平成20年(2008)8月には両河口堰の水面を広範囲に覆う大増殖がみられた。その後,外来種対策として,国・市町村からなる吉野川流域ホテイアオイ等対策連絡会を設置し,近年大谷川や新池川への移入が確認されているナガエツルノゲイトウも含め,特定外来生物等の確認情報の共有ならびに上流や支川での早期発見・駆除の取り組みを行っている。また,特定外来生物の魚類であるオオクチバス等も多いことから,有識者や関係機関と連携しながら,必要に応じて防除作業等を行う必要がある。

河川は単に上流から下流まで連続しているというだけでなく, 周辺の支川や水路, 水田

^{※3 「}環境省 RL」:環境省第 4 次レッドリストを示す

^{※2「}徳島県 RL」:徳島県版改訂レッドリストを示す

や樹林地などとネットワークを形成している。河川整備にあたっては、多様な動植物が生息・生育・繁殖の場として利用していることを認識した上で、上下流方向、横断方向の連続した環境を確保するとともに、周辺とのネットワークを分断しないよう配慮し、改修を進める必要がある。また、外来種対策を継続して行う必要がある。



写真 2-3 カワバタモロコ (徳島県 HP 農村整備振興局農村振興課)



写真 2-4 ボタンウキクサ

2-3-2 水質

圏域内を流れる河川の水質として、撫養川が水質汚濁に係る環境基準のB類型に指定されている。環境基準点「大里橋」での平成10年(1998)~平成25年(2013)の調査では、BOD(生物化学的酸素要求量)の75%値は0.8mg/L~1.7mg/Lで推移しており環境基準値(3mg/L以下)を満足している。

また、流域の大半が藍住町に位置する正法寺川は、人口増加、宅地化の著しい地域を流れるため、水質が極めて悪い。このため、平成 5 年 (1993) から浄化用水 (取水量 $0.2\text{m}^3/\text{s}$)として旧吉野川から導水するなど、水質改善対策が行われている。その結果、正法寺川の水質観測点「仁徳橋」における BOD 75%値は平成元年(1989)~平成 5 年 (1993)の調査では $8.0\text{mg/L}\sim11.0\text{mg/L}$ で推移していたが、平成 6 年 (1994)~平成 15 年 (2003)の調査では $3.5\text{mg/L}\sim7.9\text{mg/L}$ 、平成 16 年 (2004)~平成 25 年 (2013)の調査では $2.1\text{mg/L}\sim5.8\text{mg/L}$ と改善対策の効果が現れている。また、地域での取り組みとして、 汚濁が進む現状を改善し、住民に愛され親しまれる川を目指した活動を展開している。

なお,新池川では未処理生活雑排水等により,水質が悪化しているため,継続的な調査を行い関係機関と連携し,水質の改善を図る必要がある。

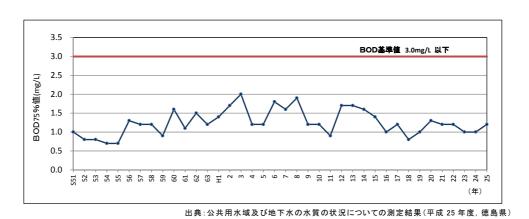


図 2-1 BOD(撫養川, 大里橋)

表 2-3 旧吉野川圏域の水質(平成 25年)

調査地点	類型			BOD75%値 (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌群数 の適合率
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	指定	最小	最大	日間平均値	日間平均値	日間平均値	(%)
撫養川大里橋	В	7.8	8.1	1.2	4	8.1	92

表 2-4 水質基準

項目			基 準 値			
類型	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	該当水域
В	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000 MPN/100mL以下	水域類型ごとに指 定する水域

2-3-3 河川空間の利用

圏域における河川空間の利用をみると、圏域東部は都市空間における憩いの場として 多く利用されている。「ふるさとの川モデル河川」に指定されている撫養川と新池川は、快 適な都市環境を形成する上で、親水性に配慮したアメニティ空間として護岸整備を進めて いる。



写真 2-5 撫養川親水公園

宮川内谷川では自然を残し、また自然と共生する川づくりを目的として多自然川づくりに 積極的に取り組み、地域住民や小学生と連携したビオトープ公園が作られている。

大谷川は、上流部にゲンジボタルが生息することから、5月下旬~6月上旬頃にホタル祭りが行われるなど、自然度の高い環境を利用した活動が行われている。

また,明治25年(1892)から昭和10年(1935)までの間に運航されていた,新町川〜撫養川巡航船航路(撫養航路)を巡る遊覧船がNPOによって運航され,船上からの街並みや自然の風景を体感することができる。

今後は、河川が貴重なオープンスペースや自然空間として、人々が安心して利用できるようにするとともに、動植物の生息・生育・繁殖環境をできるだけ保全し、緑豊かで潤いのある水辺空間となるような整備が必要である。

3. 河川の整備の目標に関する事項

3-1 河川整備計画の対象区間

整備計画の対象区間は、下表のとおりとする。

表 3-1 河川整備計画の対象区間(1/2)

		及 3-1 州川豊浦計画の対象区間(1		河川延長		
No.	河川名	上 流 端	下 流 端	(km)		
1	みやじまえこがわ 宮島江湖川	吉野川からの分派点	今切川への合流点	2. 509		
2	しょうほうじがわ 正法寺川	左岸 徳島県板野郡藍住町富吉2番の3地先 右岸 同町富吉49番の4地先	吉野川への合流点	5. 200		
3	まえがわ 前川	左岸 板野郡藍住町奥野字前川147番地先 右岸 同町徳命字前須東178番の2地先	吉野川への合流点	1. 450		
4	みやごうちだにがわ 宮川内谷川	左岸 德島県阿波市土成町宮川内字相婦63番地先 右岸 同市同町宮川内字上畑66番地先	旧吉野川へ合流点	18. 981		
5	おおやまだにがわ 大山谷川	左岸 徳島県板野郡上板町神宅字菖蒲谷1番地先 右岸 同町神宅字坂口110番の2地先	宮川内谷川合流点	2.600		
6	おおたにがわ大谷川	左岸 徳島県板野郡上板町神宅字東山76番の6地先 右岸 同町神宅字滝宮140番地先	大山谷川へ合流点	0. 780		
7	ふたまただにがわ 二股谷川	左岸 徳島県板野郡上板町神宅宇山田86番地先 右岸 同町神宅字喜来11番の3地先	大山谷川へ合流点	0.350		
8	いずみだにがわ 泉谷川	徳島県板野郡上板町泉谷字上リ山32番地先	宮川内谷川合流点	5. 018		
9	みやがだにがわ 宮ヶ谷川	左岸 徳島県板野郡上板町神宅字空田28番の2地先 右岸 同町神宅宇山ノ神38番地先	泉谷川への合流点	1.860		
10	いとのたにがわ 糸の谷川	左岸 徳島県板野郡上板町神宅字前田47番の2地先 右岸 同町神宅字岸ノ下20番地先	泉谷川への合流点	0.350		
11	とびがだにがわ 鳶ヶ谷川	左岸 徳島県板野郡上板町引野字鳶谷18番の4地先 右岸 同町引野同字18番の3地先	宮川内谷川への合流点	4. 900		
12	こうしんだにがわ 庚申谷川	徳島県板野郡上板町引野字宮ケ谷80番の1地先 宮川内谷川への合流点				
13	こうしんにしだにがわ 庚申西谷川	左岸 徳島県板野郡上板町引野字大畑37番の2地先 右岸 同町引野宇山田原92番地先	庚申谷川への合流点	1.000		
14	世きぼりだにがわ	左岸 徳島県板野郡上板町引野字関堀18番の2地先 右岸 同町引野同字18番地先	庚申西谷川への合流点	0.700		
15	まえさかぐちだにがわ前坂口谷川	左岸 徳島県板野郡上板町引野字宮ケ谷237番の1地先 右岸 同町引野同字301番地先	庚申谷川への合流点	0.700		
16	あんらくじだにがわ安楽寺谷川	徳島県阿波市土成町高尾字法教田36番地先	宮川内谷川への合流点	1.000		
17	たかおだにがわ高尾谷川	徳島県阿波市土成町高尾字深谷108番地先	宮川内谷川への合流点	3.000		
18	にしたにがわ西谷川	左岸 德島県阿波市土成町高尾字西谷26番地先 右岸 同市同町高尾字法教田22番地先	高尾谷川への合流点	0.900		
19	さこだにがわ 佐古谷川	左岸 徳島県阿波市土成町宮川内字佐古39番地先 右岸 同市同町宮川内同字51番の2地先	宮川内谷川への合流点	1.000		
20	おおはただにがわ 大畑谷川	左岸 徳島県阿波市土成町宮川内字宮の尾19番地先 右岸 同市同町宮川内字西内20番地先	宮川内谷川への合流点	0.700		
21	はっちょうだにがわ 八丁谷川	左岸 德島県阿波市土成町宮川内字八町61番地先 右岸 同市同町宮川内字清延62番地先	宮川内谷川への合流点	3. 050		
22	くろたにがわ黒谷川	左岸 德島県板野郡板野町黒谷字相生谷1番地先 右岸 同町黒谷同字40番地先	旧吉野川への合流点	8.000		
23	とうのくちだにがわ 唐ノ口谷川	黒谷川からの分派点	宮川内谷川への合流点	0.850		
24	いぬぶしだにがわ 犬伏谷川	左岸 徳島県板野郡板野町大伏字蔵佐谷1番地先 右岸 同町大伏字瓢谷11番地先	黒谷川への合流点	2. 300		
25	まったにがわ松谷川	左岸 板野郡板野町松谷字百畝町3番の3地先 右岸 同町松谷同字3番の2地先	黒谷川への合流点	3. 350		

表 3-1 河川整備計画の対象区間(2/2)

	× 5	区間		河川延長
No.	河川名	上 流 端	下流端	(km)
26	せんぷくじだにがわ 泉福寺谷川	左岸 板野郡板野町羅漢字山神4番の7地先 右岸 同町羅漢字林東3番地先	黒谷川への合流点	1. 800
27	いそおだにがわ 磯尾谷川	左岸 徳島県板野郡板野町黒谷字磯尾山1番の9地先 右岸 同町黒谷同字1番の32地先	黒谷川への合流点	1.000
28	おおさかだにがわ 大坂谷川	左岸 徳島県板野郡板野町大坂字新太郎28番の4地先 右岸 同町大坂字甚左原63番地先	旧吉野川への合流点	6. 823
29	きたとなえだにがわ 北唱谷川	左岸 徳島県板野郡板野町大坂字北唱谷16番地先 右岸 同町大坂同字17番の1地先	大坂谷川への合流点	0.800
30	みなみとなえだにがわ 南唱谷川	左岸 徳島県板野郡板野町大坂字南唱谷15番の1地先 右岸 同町大坂同宇44番地先	北唱谷川への合流点	0. 500
31	かわばしりだにがわ 川走谷川	左岸 徳島県板野郡板野町大坂字川走49番地先 右岸 同町大坂同字23番地先	大坂谷川への合流点	1. 200
32	だいとうだにがわ 大東谷川	左岸 徳島県板野郡板野町大坂字ハリ32番地先 右岸 同町大坂同字56番地先	大坂谷川への合流点	1. 700
33	くしきやだにがわ 櫛木屋谷川	左岸 徳島県板野郡板野町大坂字櫛木屋54番の1地先 右岸 同町大坂同字55番地先	大坂谷川への合流点	0.800
34	ちゅうおうだにがわ 中央谷川	左岸 徳島県板野郡板野町吹田字坪谷109番地先 右岸 同町吹田字奥原25番の1地先	旧吉野川への合流点	1. 000
35	とみのたにがわ 富ノ谷川	左岸 徳島県板野郡板野町川端字富の谷15番の6の2地先 右岸 同町川端字奥戸川60番地先	旧吉野川への合流点	2. 850
36	もろこしだにがわ 唐士谷川	左岸 徳島県板野郡板野町川端字唐士谷15番の1地先 右岸 同町川端同字13番の1地先	富ノ谷川への合流点	1. 550
37	てらまえだにがわ 寺前谷川	左岸 鳴門市大麻町檜字六反田 38番の5地先 右岸 同市同町檜字スサキ21番地先	旧吉野川への合流点	1. 800
38	ばんどうだにがわ 板東谷川	左岸 徳島県鳴門市大麻町板東字下板ヶ谷93番地先 右岸 同市同町板東同字103番の1地先	旧吉野川への合流点	6. 682
39	なかたにがわ 中谷川	左岸 鳴門市大麻町板東字奥屋敷 33番地先 右岸 同市同町板東同字32番地先	板東谷川への合流点	3. 000
40	えのきせえこがわ 榎瀬江湖川	今切川からの分派点	吉野川への合流点	3. 055
41	ひどのだにがわ 樋殿谷川	鳴門市大麻町板東字樋殿谷11番地先	旧吉野川への合流点	4. 473
42	なべがわ 鍋川	旧吉野川からの分派点	今切川への合流点	1. 260
43	きらいなかすいりえがわ 喜来中須入江川	左岸 德島県板野郡松茂町中喜来字蔵野22番地先 右岸 同町中喜来宇中瀬堤外6番地先	旧吉野川への合流点	1. 030
44	おおたにがわ 大谷川	左岸 徳島県鳴門市大麻町大谷字ロナジ谷15番地先 右岸 同市同町大谷字ウナケエ谷123番地先	旧吉野川への合流点	11.800
45	おおしろだにがわ 大代谷川	左岸 鳴門市大津町大代宇山路12番地先 右岸 同市同町大代同字12番の2地先	大谷川への合流点	3. 000
46	だいにおおたにがわ第二大谷川	大谷川からの分派点	旧吉野川への合流点	1. 200
47	むやがわ 撫養川	旧吉野川からの分派点	海	4. 145
48	しんいけがわ 新池川	左岸 鳴門市大津町大代字大道594番地先 右岸 同市同町備前島字川渕1番の2地先	撫養川への合流点	4. 600
49	なかやまだにがわ中山谷川	左岸 鳴門市撫養町木津字西谷川124番の2地先 右岸 同市同町木津同字126番の13地先	新池川への合流点	3. 000
50	じゃいけがわ蛇池川	徳島県阿波市吉野町西条字蛇池60番の1地先	吉野川への合流点	1. 100

3-2 河川整備計画の対象期間

河川整備計画の対象期間は、計画策定年度から概ね15年間とする。

3-3 河川整備計画の見直し

計画の対象区間及び対象期間は、現時点の圏域の社会状況、自然状況、河道状況等を踏まえ策定したものである。今後は、これらの状況変化や新たな知見・技術の進歩等により、河川整備の変更の必要性が生じた場合、適宜見直しを行う。

3-4 洪水,津波,高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

3-4-1 洪水による災害の防止又は軽減

圏域では、地域住民の生命・資産を洪水から守るため、過去に発生した洪水、河川の 規模、流域の資産、県内他河川とのバランスを考慮し、それぞれの河川で設定される治 水安全度に対する洪水を安全に流下させることを目的に、築堤・護岸・河床掘削等の河 川整備を行う。

(1) 前川

前川は、平地河川で河道狭小のため、頻繁に浸水被害が生じている。このため、流域の人口や資産額等を総合的に判断し、年超過確率 1/10 の規模の洪水*4を安全に流下させることを目的に、河道拡幅等により河川整備を行う。

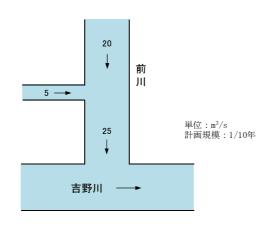


図 3-1 計画高水流量配分図(前川)

(2) 黒谷川・松谷川

黒谷川,松谷川は,想定される流量を流下させる断面が十分確保されておらず,また, 黒谷川上流部や松谷川は天井川となっていることから,浸水被害が生じている。このため,流域の人口や資産額等を総合的に判断し,年超過確率 1/30 の規模の洪水^{*5}を安全に流下させることを目的に,築堤,河床掘削等により河川整備を行う。

^{※4:「}年超過確率 1/10 の規模の洪水」: 毎年, 1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1/10(10%)である洪水

^{**5:「}年超過確率 1/30 の規模の洪水」: 毎年, 1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1/30(3.3%)である洪水

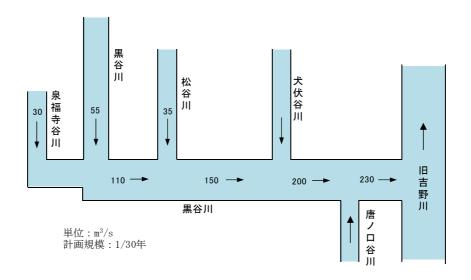


図 3-2 計画高水流量配分図(黒谷川)

(3) 撫養川・新池川

撫養川,新池川は,想定される流量を流下させる断面が十分に確保されておらず,浸水被害が生じている。このため,流域の人口や資産額等を総合的に判断し,年超過確率 1/100 の規模の洪水*6を安全に流下させることを目的に,築堤等により河川整備を行う。

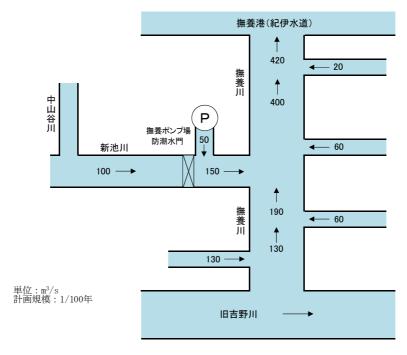


図 3-3 計画高水流量配分図(撫養川)

 $^{^{**6}}$: 「年超過確率 1/100 の規模の洪水」: 毎年,1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1/100(1%) である洪水

(4) 榎瀬江湖川

榎瀬江湖川は,流域の人口や資産額等を総合的に判断し,年超過確率 1/100 の規模の洪水^{*6}を安全に流下させることを目的とする。

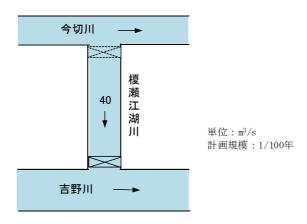


図 3-4 計画高水流量配分図(榎瀬江湖川)

3-4-2 津波. 高潮による災害の防止又は軽減

地震発生後に来襲する津波による浸水被害,及び地震による水門・堤防等の河川管理施設の損傷・機能低下に伴う二次被害を防止又は軽減する。

津波対策にあたっては、発生頻度は低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」**7 と、津波を防護するための施設整備を行う上で想定する「計画津波」**8の二つのレベルの津波を対象とする。

また,昭和 36 年(1961)9 月に来襲した第二室戸台風と同規模の高潮に対して浸水被害を防止する。

(1) 撫養川・新池川

撫養川,新池川では,「計画津波」に対して浸水被害の防止を図る。また,最大クラスの強さを持つ地震動に対して,河川管理施設の耐震性能照査等を行った上で必要な地震・津波対策を実施し,津波等による浸水被害の防止を図る。また,第二室戸台風と同規模の高潮に対し,家屋などの浸水被害を防止する。

(2) 大谷川·喜来中須入江川

大谷川・喜来中須入江川では、「計画津波」に対して浸水被害の防止を図る。また、最大クラスの強さを持つ地震動に対して、河川管理施設の耐震性能照査等を行った上で必要な地震・津波対策を実施し、津波等による浸水被害の防止を図る。また、第二室戸台風と同規模の高潮に対し、家屋などの浸水被害を防止する。

^{※7:「}最大クラスの津波」:発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波

^{**8 :「}計画津波」:「最大クラスの津波」に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波 (数十年から百数十年の頻度)

3-4-3 内水による災害の防止又は軽減

内水による家屋浸水被害が著しい地区について,今後の内水被害の状況を注視しつつ,関係機関と連携し,適切な役割分担のもと,必要に応じて内水対策を行い,被害を防止・軽減する。

3-4-4 河川の維持管理

河川の維持管理に関しては、圏域全ての河川を対象とし、河川の現状や地域の特性を踏まえつつ、災害発生の防止又は軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、地域住民や関係機関と連携しながら、河川の有する本来の多面的な機能及び、河川整備により向上された機能が維持できるように適切に行う。

3-4-5 ダムの維持管理

宮川内ダムでは、定められた基準に基づき適切な管理を行うとともに、確実なダム 操作が行えるような体制を確保し、下流の被害軽減を図る。

また,ダムの機能を維持するため,定期的なダム堆砂量の状況を調査するとともに,流木の処理や点検整備により,適切な維持管理を実施する。

3-5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

圏域内の河川水は、主にかんがい用水として利用されている。このため、関係機関と連携を図り、かんがい用水等の利用状況を把握し、効率的なかんがい用水の利用がなされるように努める。

また,河川内に生息する動植物の生息・生育・繁殖環境,水質保全等の水環境を良好に維持するために必要な河川流量を検討するため,河川流況の把握などの情報収集に努める。

さらに、渇水時には関連情報を正確かつ迅速に収集し、状況を把握するとともに、河川 流量等に関する情報提供を行うなど、円滑な渇水調整を行う。

3-6 河川環境の整備と保全に関する目標

3-6-1 動植物

圏域は、現在、カワバタモロコ等重要な種を含め、多様な動植物の生息・生育・繁殖の場になっており、豊かな自然環境を形成している。今後も、関係機関と連携を図り、自然環境に関する情報収集に努めるとともに、治水・利水との調整を図りつつ、各河川の特性を十分に考慮し、現在有している良好な自然環境の保全に努める。

3-6-2 水質

圏域の水質は, 撫養川においてB類型(BOD 3mg/L以下)の水質基準を満足している。 今後も, 関係機関と連携を図り, 水質調査や生活排水対策等を推進し, 状況把握及び 良好な水環境の維持に努める。

3-6-3 河川空間の利用

圏域の都市部では、既に親水公園が整備されているところもあり、地域住民にゆとりと安らぎを与えている。今後さらに、河川が貴重なオープンスペースや自然空間としての役割を果たせるよう、緑豊かで潤いのある水辺空間の整備に努める。

このため、関係機関と地域住民の意見を河川整備に反映させ、河川を中心とした地域の実情に応じた川づくりに努めるとともに、河川に関わる流域の取り組みを推進、支援する。

4. 河川の整備の実施に関する事項

4-1 河川工事の目的,種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

4-1-1 洪水, 津波, 高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

圏域内の河川における治水に関する現状と課題を踏まえ、整備計画の目標を達成するために、今後、概ね 15 年間に実施する河川整備の内容は、流域の現状、水害の発生状況及び河川整備状況、さらに河川環境等を考慮し、下表のとおりとする。

なお,災害復旧工事,局部的な改良工事及び維持工事は下表にとらわれず,必要に応じて実施するものとする。

表 4-1 河川工事の種類及び施行の場所

河川名	整備区間	整備延長 (km))	整 備 内 容
前川	吉野川合流点~前川池下流端	1.25	【河川改修】 河道拡幅,河床掘削,護岸整備等
黒谷川	旧吉野川合流点~松坂橋	3.70	【河川改修】 河床掘削,築堤,護岸整備等
松谷川	黒谷川合流点から上流へ 1,000m	1.00	【河川改修】 河床掘削,築堤,護岸整備等
撫養川	文 文明橋~上流端	右岸:3.00	【河川改修】 堤防の嵩上げ,親水護岸整備等
J/W 2C/ 1	人 57 (16) 工 17(12/11)	左岸:3.10	【高潮, 地震·津波対策】 地震·津波対策
新池川	撫養川合流点~上流端	4.10	【河川改修】 堤防(パラペット)の嵩上げ,親水護岸整備等
利任	撫養川合流点~新池川水門	0.30	【高潮, 地震·津波対策】 地震·津波対策
大谷川	旧吉野川合流点~大谷川水門	0.10	【高潮, 地震·津波対策】 地震·津波対策
喜来中須入江川	旧吉野川合流点~喜来地区第 1 号樋門	0.01	【高潮, 地震·津波対策】 地震·津波対策

※松谷川は黒谷川の支川,新池川は撫養川の支川である。

(1) 洪水を安全に流下させるための対策

1) 前川

前川では,整備計画の目標流量を安全に流下させるため,吉野川合流点から前川 池下流端 1,250m の内の未改修区間で,河道拡幅,河床掘削,護岸整備,橋梁架替 え(1 ケ所)の改修を行う。

なお,工事の実施にあたっては,市街地を流れる河川であるため,周辺景観との調和,河川特性に配慮した整備を行う。また,河川内の重要な動植物の生息・生育・繁殖の場に配慮し,川が創り出す多様な環境や水域の連続性等の保全に努めるとともに,生息環境について十分な調査検討を行い,有識者等の意見を参考に対策を講じ,保全を図る。

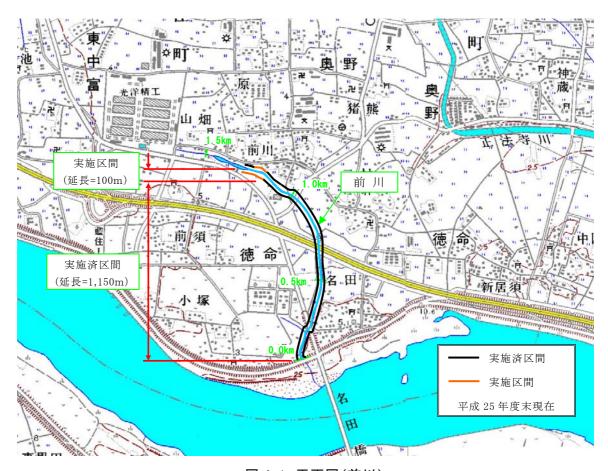


図 4-1 平面図(前川)

吉野川合流点から 1.2 km地点

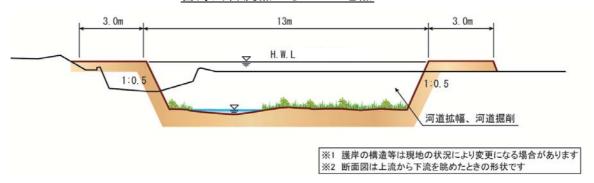


図 4-2 断面図(前川)

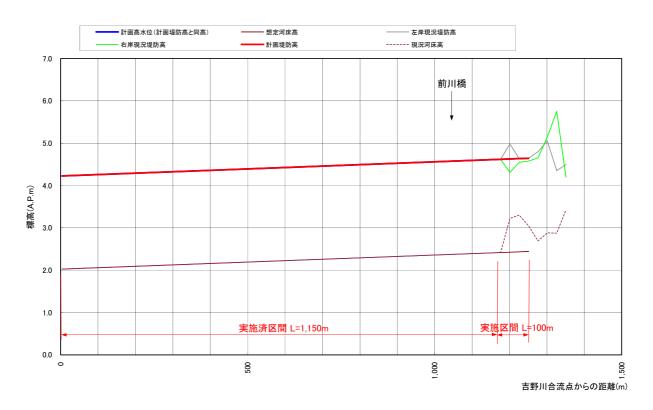


図 4-3 計画縦断面図(前川)

A.P:阿波工事基準面の略称で陸地の標高の基準面です(A.P=T.P-0.8333m)

2) 黑谷川·松谷川

黒谷川では,整備計画の目標流量を安全に流下させるため,旧吉野川合流点から 松坂橋の3,700mの内の未改修区間で,河床掘削,築堤,護岸整備,橋梁架替え(1ヶ 所)の改修を行う。

松谷川は,黒谷川合流点から上流へ1,000mの内の未改修区間で,河床掘削,築堤,護岸整備,橋梁架替え(1ヶ所)の改修を行う。

なお、工事の実施にあたっては、河川特性や河川利用に配慮した整備を行う。また、河川内の重要な動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮し、川が創り出す多様な環境や水域の連続性等の保全に努めるとともに、生息環境について十分な調査検討を行い、有識者等の意見を参考に対策を講じ、保全を図る。

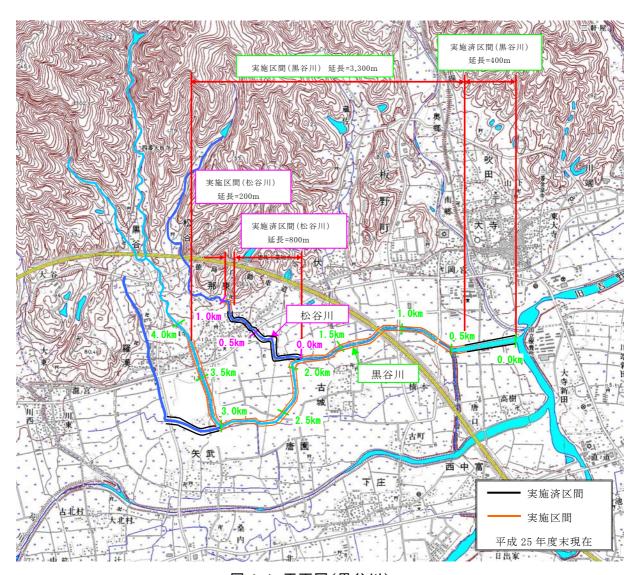


図 4-4 平面図(黒谷川)

旧吉野川合流点から 1.6 km地点

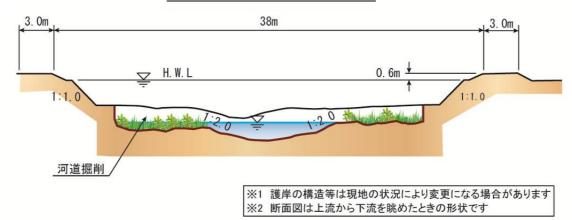
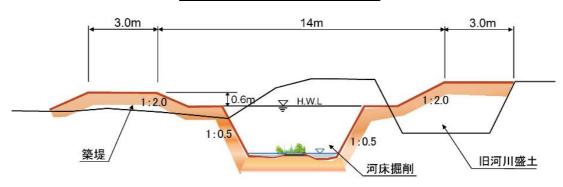


図 4-5 断面図(黒谷川)

黒谷川合流点から 0.86 km地点



- ※1 護岸の構造等は現地の状況により変更になる場合があります
- ※2 断面図は上流から下流を眺めたときの形状です

図 4-6 断面図(松谷川)

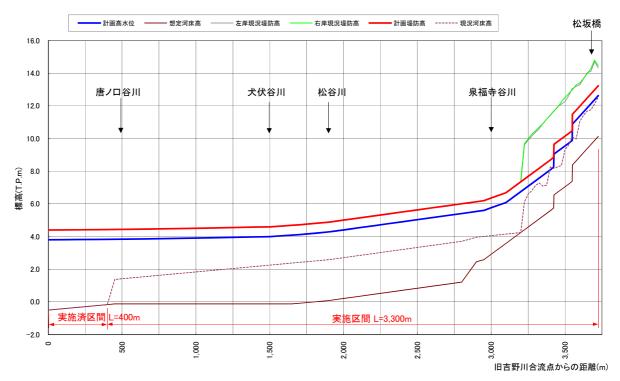


図 4-7 計画縦断面図(黒谷川)

T.P:東京湾平均海面の略称で陸地の標高の基準面です

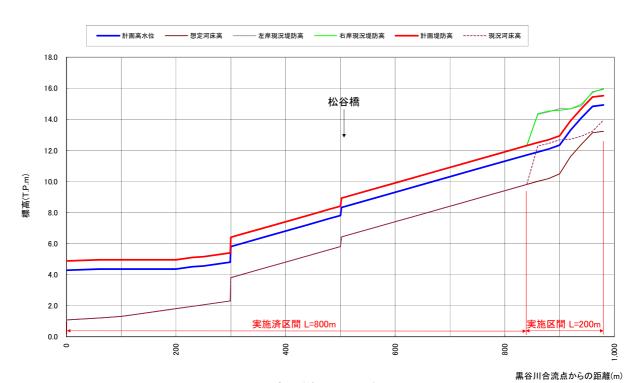


図 4-8 計画縦断面図(松谷川)

T.P:東京湾平均海面の略称で陸地の標高の基準面です

※縦断勾配の急変している個所は河川構造物(床止め)により生じたものです

3) 撫養川・新池川

撫養川では、整備計画の目標流量を安全に流下させるため、文明橋から上流端の3,100mの内の未改修区間で、堤防の嵩上げ、河床掘削、親水護岸の改修を行う必要がある。この対策については、地震・津波対策に併せて実施する。また、新池川では、撫養川合流点から上流端の4,100mの内の未改修区間で、堤防(パラペット)の嵩上げを行うとともに、親水護岸の改修を行う。また、狭窄部となっている箇所については掘削及び橋梁架替え(2ヶ所)の改修を行う。

なお,工事の実施にあたっては,都市河川としての機能の多様化を図り,治水施設の整備を促進するとともに水辺空間の保全や整備を行う。また,河川内の重要な動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮し,川が創り出す多様な環境や水域の連続性等の保全に努めるとともに,生息環境について十分な調査検討を行い,有識者等の意見を参考に対策を講じ,保全を図る。

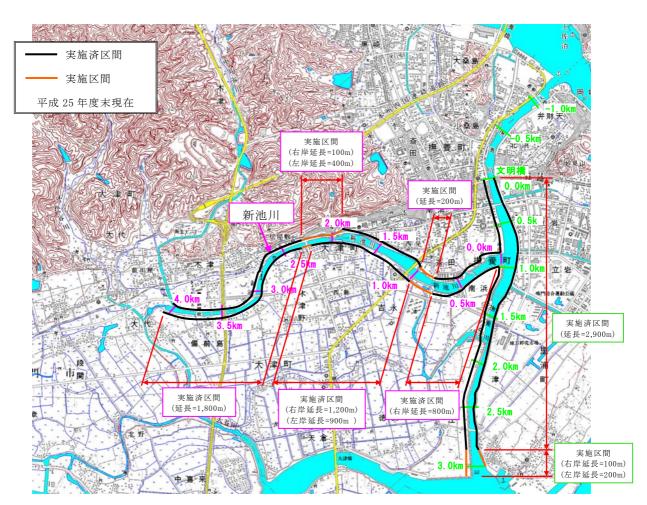


図 4-9 平面図(撫養川・新池川)

撫養川合流点から 2.3 km地点

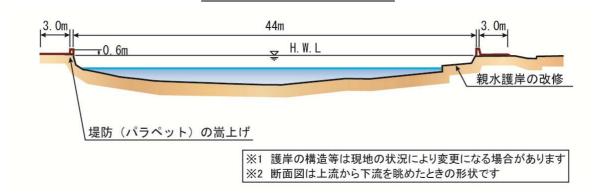
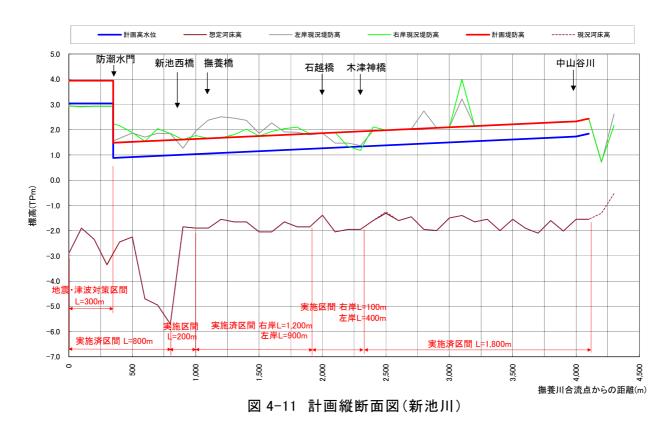


図 4-10 断面図(新池川)



T.P:東京湾平均海面の略称で陸地の標高の基準面です

(2) 津波, 高潮対策

第二室戸台風と同規模の高潮に対して必要な対策を実施するとともに,「計画津波」に 対して必要となる堤防の整備に加え,地質調査,堤防耐震検討によって液状化等により 被災する可能性のある堤防については,被災防止のための対策を実施する。

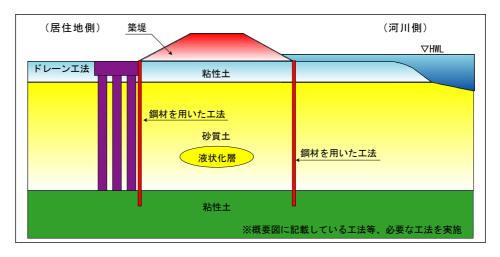


図 4-12 地震・津波対策のイメージ図

1) 撫養川・新池川

撫養川,新池川の堤防については,海岸堤防や旧吉野川堤防と一体となって河川津波による被害を防止・軽減するため,「計画津波」に対して必要となる堤防高さを確保するとともに,大規模地震により堤防,水門,樋門等の河川管理施設が損傷,機能低下した場合にも,津波・洪水による浸水の二次被害が発生しないように高潮,地震・津波対策を実施する。なお,新池川の計画堤防高については,撫養川合流点における撫養川の計画堤防高とする。

また、「計画津波」を超える津波が来襲した場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるように、今後、調査・研究をふまえて必要な対策を実施する。

なお、津波、高潮対策は、海岸・港湾管理者等の関係機関と調整を図りながら実施するとともに、工事の実施にあたっては、都市河川としての機能の多様化を図り、水辺空間の保全や整備を行う。また、河川内の重要な動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮し、川が創り出す多様な環境や水域の連続性等の保全に努めるとともに、生息環境について十分な調査検討を行い、有識者等の意見を参考に対策を講じ、保全を図る。

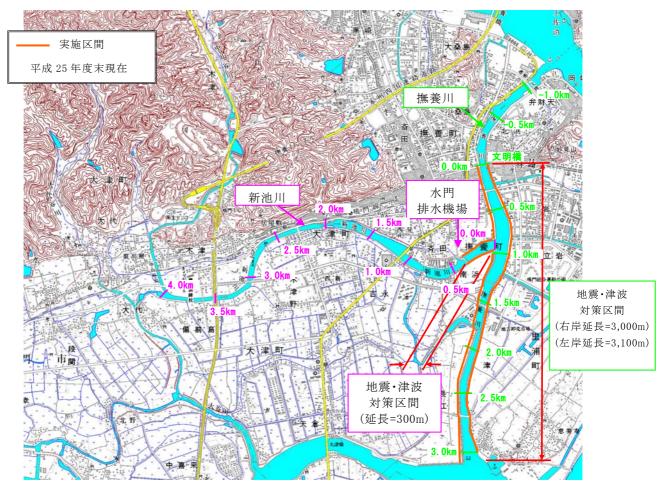


図 4-13 地震・津波対策平面図(撫養川・新池川)

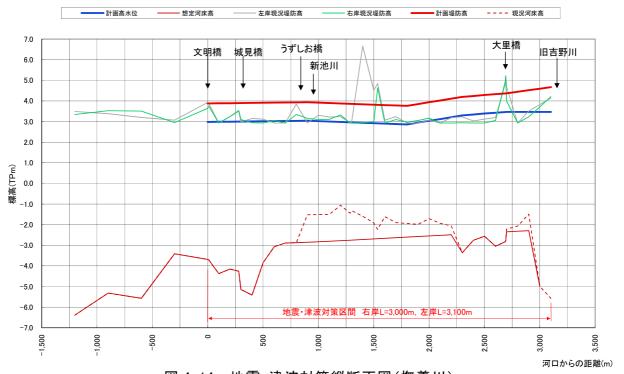


図 4-14 地震·津波対策縦断面図(撫養川)

T.P:東京湾平均海面の略称で陸地の標高の基準面です ※現地の状況により変更になる場合があります

2) 大谷川·喜来中須入江川

大谷川・喜来中須入江川の堤防については,海岸堤防や旧吉野川堤防と一体となって河川津波による被害を防止・軽減するため,「計画津波」に対して必要となる堤防高さを確保する。なお,各河川の計画堤防高については,旧吉野川合流点における旧吉野川の計画堤防高とする。また,大規模地震により堤防,水門,樋門等の河川管理施設が損傷,機能低下した場合にも,津波・洪水による浸水の二次被害が発生しないように高潮,地震・津波対策を実施する。

また、「計画津波」を超える津波が来襲した場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるように、今後、調査・研究をふまえて必要な対策を実施する。

なお,河川内の重要な動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮し,川が創り出す多様な 環境や水域の連続性等の保全に努めるとともに,生息環境について十分な調査検討を 行い,有識者等の意見を参考に対策を講じ,保全を図る。

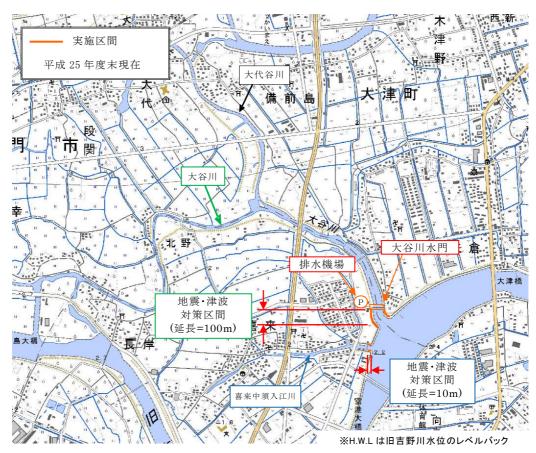


図 4-15 平面図(大谷川・喜来中須入江川)

(3) 内水対策

内水被害を軽減するため、内水被害の著しい地区については、内水の発生要因等を 把握した上で関係機関と連携し、河川改修や排水ポンプ場の新設・増設等、総合的な 内水対策を検討し、必要に応じて適切な対策を実施する。

4-2 河川の維持の目的. 種類及び施行の場所に関する事項

圏域の各河川の維持管理については、「災害発生の防止」、「河川の適正な利用」、「流水の正常な機能の維持」、「河川環境の整備と保全」等の観点から、洪水時や渇水時だけでなく、平常時から河川の有する機能が十分発揮できるように、関係機関や地域住民と連携し、次のような維持管理を行う。

4-2-1 洪水, 津波, 高潮等による災害の防止又は軽減に関する事項

(1) 治水上支障となる阻害物の管理

洪水時の流下能力を維持するために,河道内の土砂堆積状況や植生繁茂状況を監視し,治水上の支障となる場合は,河川周辺の景観や河川環境に配慮して,除去, 伐採等の対策を講じる。

また,治水上の支障となる不法係留船や沈船に対しては,関係機関と連携を図り, 船舶所有者に対して適切な是正指導等を行うとともに,係留の防止・撤去等の必要 な対策を行う。

(2) 河川管理施設の維持管理

堤防,護岸・樋門や排水機場等の河川管理施設については,洪水,高潮,地震時に その機能が発揮されるように,出水前や平常時の河川巡視により点検を行い,施設の 状態を適切に把握し,損傷や劣化等の早期発見に努める。施設に損傷や劣化等の変 状が確認された場合は,必要に応じて補修などの対策を行う。

また, ダム, 樋門・排水機場等の操作は, 操作規則により, 施設管理者や操作人と連携して確実な操作を行う。

なお,施設規模が大きく,機能停止による社会的影響が大きい主要な河川管理施設 については,今後,長寿命化に向けた維持管理方法等に関する検討を行うとともに, 必要に応じて対策を実施する。

水文観測施設(水位,雨量)については,定期的に保守点検を実施し,不具合を発見した場合には速やかに必要な対策を実施する。

〈水門・樋門〉

表 4-2 河川管理施設一覧

(V)(1) [MEI 17			
河川名	種 別	名称	住 所
正法寺川	水門·樋門	正法寺樋門	徳島市応神町西貞方字前須
宮川内谷川	水門·樋門	第1樋門	板野郡板野町矢武
	水門·樋門	第2樋門	板野郡板野町下庄
	水門·樋門	唐の口樋門	板野郡板野町大寺
	水門·樋門	岡の前樋門	板野郡板野町犬伏
	水門·樋門	第3樋門	板野郡板野町大寺
	水門·樋門	第4樋門	板野郡板野町古城
用公川	水門·樋門	第5樋門	板野郡板野町古城
黒谷川	水門·樋門	第6樋門	板野郡板野町那東
	水門·樋門	第7樋門	板野郡板野町那東
	水門·樋門	第8樋門	板野郡板野町那東
	水門·樋門	第9樋門	板野郡板野町那東
	水門·樋門	第10樋門	板野郡板野町矢武
白短去公川	水門·樋門	第1樋門	板野郡板野町矢武
泉福寺谷川	水門·樋門	第2樋門	板野郡板野町矢武
喜来中州入江川	水門·樋門	三木文庫樋門	板野郡松茂町中喜来字中州
	水門·樋門	西の須樋門	鳴門市大津町大代
1-15-W III	水門·樋門	大代南第2樋門	鳴門市大津町大代
大代谷川	水門·樋門	団地北樋門	鳴門市大津町大代
	水門·樋門	立樋門	鳴門市大津町大代
第二大谷川	水門·樋門	松村樋門	鳴門市大麻町大谷
撫養川	水門·樋門	立岩四枚樋門	鳴門市撫養町立岩
호드〉아 !!!	水門·樋門	新池水門	鳴門市撫養町南浜
新池川	水門·樋門	新池樋門	鳴門市大津町大代
中山谷川	水門·樋門	中山樋門	鳴門市撫養町木津

〈排水機場〉

河川名	種 別	名称	住 所
大谷川	排水機場	大谷川排水機場	板野郡松茂町喜来
新池川	排水機場	新池川排水機場	鳴門市撫養町南浜

〈水文観測所〉

区分	観測所名	河川名	住 所
	正法寺	正法寺川	板野郡藍住町奥野東中須
	徳 命	前川	板野郡藍住町徳命字前須東
	下ノ庄		板野郡板野町下庄
	相坂	 宮川内谷川	阿波市土成町宮川内字相坂
	下上畑		阿波市土成町宮川内字上畑
	七条		板野郡上板町七条字挽木
	黒 谷	黒谷川	板野郡板野町大寺
水位	大坂谷	大坂谷川	板野郡板野町大寺字王子
/\\1 <u>\\</u>	沖ノ島	榎瀬江湖川	徳島市川内町鈴江西金岡排水機場
	大 谷		鳴門市大麻町大谷字東山谷
	大谷川(内)	大谷川	板野郡松茂町中喜来字中瀬堤外
	大谷川(外)		板野郡松茂町中喜来字中瀬堤外
	大 代	大代谷川	鳴門市大津町大代字大道
	吉 永		鳴門市大津町吉永
	新池川(内)	新池川	鳴門市撫養町南浜字東浜番外
	新池川(外)		鳴門市撫養町南浜字東浜番外
	正法寺	正法寺川	板野郡藍住町奥野中須
	七条		板野郡上板町西分字溝尻
	宮川内	宮川内谷川	阿波市土成町宮川内字平間
	上畑		阿波市土成町宮川内字上畑
	大 山		板野郡上板町宮ヶ谷
雨量	東山	黒谷川	板野郡板野町
	大 坂	大坂谷川	板野郡板野町大坂
	大谷川	大谷川	板野郡松茂町中喜来字中瀬堤外
	池谷	八台川	鳴門市大麻町池谷長田
	大 代	大代谷川	鳴門市大津町大代字六反地
	鳴門庁舎	撫養川	鳴門市撫養町立岩字七枚

(3) ダムの維持管理

既存ダムについては、定められた基準に基づき、水文観測施設、土木・機械・電気通信設備について定期的な巡視や保守点検により、機器の損傷等の早期発見に努め、必要な場合には補修等を実施する。

また、今後長寿命化に向けた維持管理方法等に関する検討を行うとともに、施設の 更新等、適切な措置を講じる。特に貯水池については、ダム機能を維持するため、流 木等の貯水池内障害物、堆砂状況の確認を行い、必要に応じて対策を実施する。

表 4-3 宮川内ダムの概要

河川名	種 別	名 称	形式	高さ	住 所
宮川内谷川	ダム	宮川内ダム	重力式コンクリート	36.0m	阿波市土成町宮川内字平間

(4) 河川情報の収集

河川の維持管理のために必要な河川水位や水質,流域内の雨量等の河川情報の収集・整理を行う。特に,水位や雨量等の河川情報は,洪水時の樋門・排水機場等の施設操作,水防活動などの基礎情報となることから,テレメータ等によりリアルタイムで収集するとともに、インターネット上で公開する。





写真 4-1 水位観測所(吉永)及びインターネットによる情報公開状況

(5) 災害復旧

規模の大きな洪水や地震の後など,適宜巡視を行い,河川管理施設等の損壊や異常 堆積が発見された場合には速やかに復旧する。

4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

圏域の流水の正常な機能を維持するため、利水の現状、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、水質保全、景観等を考慮し、必要な流量をふまえ、継続的に雨量・水位観測を行い、河川の流況把握に努める。

また, 渇水時には, 関係機関と連携を図り, 情報収集, 利水者への情報提供を行い, 渇水による影響の軽減に努める。

4-2-3 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 河川環境の保全・維持管理

圏域の河川は、レッドリスト記載の貴重な種を含め、多様な動植物の生息・生育・繁殖の場になっている。

このため,河川管理者による巡視や動植物の環境調査などによって,環境に関するデータ収集を行い,環境の変化を把握するとともに,関係機関と連携し,適切な管理に努める。

(2) 水質の保全

圏域の良好な水環境を維持するために、継続的に水質調査を実施し、水質状況を監視するとともに、関係機関と連携を図り水質保全に努める。なお、市街地を流れる河川では、水質の悪い箇所も見られるため、浄化施設の機能の維持・更新を図り、水質の改善

に努める。

また、水質事故の発生や水質異常が確認された場合には、関係機関と河川周辺の住民等と連携を図り適切な対処に努める。

1) 正法寺川

正法寺川では、平成 16 年(2004)3 月に策定された正法寺川水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスII)が平成 22 年(2010)2 月に見直され、平成 30 年度(2018)までに「みどり橋」、「仁徳橋」におけるBOD(年平均値)を5.0mg/L以下にする目標を定めている。このため、河床に堆積した汚濁物質を取り除くとともに、直接浄化施設の機能の維持・更新を図り、水質の改善に努める。

なお,実施区間の千鳥橋下流から上流 3,000m において,河床浚渫を行うとともに,準 用河川本村川合流点付近に直接浄化施設(900m³/日)を設置する計画であるが,水質 の改善状況を踏まえつつ,適切な対策を実施する。

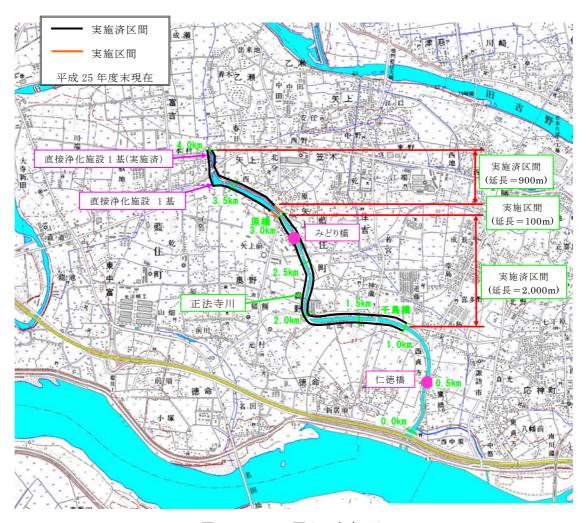
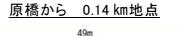
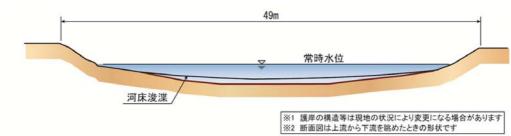


図 4-16 平面図(正法寺川)





A.P:阿波工事基準面の略称で陸地の標高の基準面です(A.P=T.P-0.8333m)

図 4-17 断面図(正法寺川)

(3) 河川空間の適切な管理

圏域は、撫養川の納涼花火大会や大谷川のホタル祭りといった沿川を利用した行事、 撫養航路のような自然環境を体感できる企画が催され、県内外から多くの人々が訪れて いる。このため、快適な河川空間が維持できるように、定期的な河川巡視を実施し、適切 な管理を行うとともに、川に訪れた人々が安心して利用できるように、地域と一体となって 草刈りや清掃活動などを行い,河川空間の保全に努める。

5 連携・協働

圏域の河川を「産業を育み、地域に親しまれる、歴史と文化の薫る川」とするためには、流域住民、関係機関、河川管理者が一体となって以下のような連携・協働に取り組んでいくことが重要である。

5-1 地域住民・関係機関等との連携・協働

5-1-1 地域住民等との連携

日常的な河川管理や河川環境改善のための取り組みへの住民・企業参加を推進し、地域の意見を反映し、地域一体となった川づくりを進める。このため、OUR リバーアドプトをはじめとする施策により、地域住民やボランティア団体等による草刈り、ゴミ拾いといった河川美化活動などの社会活動を支援するとともに、河川環境づくりに携わる機会を増やし、地域のための河川環境づくりの意識向上に取り組む。





写真 5-1 河川清掃の様子(正法寺川) 徳島県 HP,とくしま環境ボランティア交流会(H23.2)



図 5-1 官民の連携・協働イメージ

5-1-2 関係機関との連携

砂防,道路,農林及び環境部局,教育機関,NPO,ボランティア団体,圏域内の関係機関と連携を図りながら,効果的,効率的な河川整備を進める。

5-1-3 河川教育

将来の地域を担う子供達が,自然豊かな旧吉野川圏域への関心を高め,現存している 良好な河川環境の重要性が実感できるように,教育機関や関係機関と連携して環境学習 を推進していく。

5-2 危機管理体制・水防活動

5-2-1 河川情報の高度化・提供

洪水, 津波, 高潮等の災害時に, 圏域内の雨量や水位状況等の防災情報を迅速に把握し, 各市町や住民に確実に提供することにより, 水防活動や避難措置を支援し, 被害の最小化を図る。このため, 降雨や河川水位を監視・伝達するための情報基盤整備に努める。

5-2-2 防災体制と防災情報の強化

洪水,津波,高潮等による被害の軽減を図るため,重要水防箇所や浸水想定区域図の公表,水防体制の強化,避難経路や避難場所等を示した各種ハザードマップ作成の支援を行うなどして,緊急時に円滑な水防活動,住民の安全な避難行動が行えるようにする。

また,整備途上において施設能力以上の洪水,津波,高潮等が発生した場合や計画規模を上回る洪水,津波,高潮等が発生した場合においても,関係機関や地域住民との連携を図り,被害の軽減に努める。

なお,旧吉野川圏域にある県管理河川では,新池川(吉永水位観測所)及び宮川内谷川(七条水観測所)を水防警報河川及び水位周知河川に指定している。

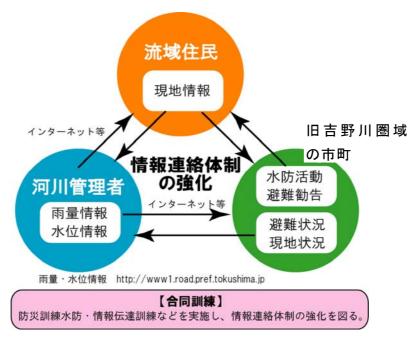


図 5-2 情報連絡体制のイメージ